

トピックス

保険委員会 平成31年3月

厚生労働省は平成31年3月15日に、平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 9）を公表し以下の点について明らかにしました。

◎医療機関の介護保険事業所のみなし指定、2019年9月までは4月に

遡及して指定可能に。

要介護・要支援者に対する医療保険の維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料が2019年3月で終了し、介護保険の（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）通所リハビリテーションに移行することになります。維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月までの間において算定していた保険医療機関が介護保険の指定を受けようとする場合、▼2019年9月30日までの間「2019年4月1日までに指定があった」とみなして差し支えない▼「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」等についても2019年4月時点で算定要件を満たしていれば、同様の取扱いをして差し支えない▼この場合のリハビリ提供に係る介護報酬について、サービス提供から2年間は請求可能です。

◎通所リハビリテーションの所要時間の取り扱いについて、

2019年9月まで「1時間未満」も提供可能に。

医療保険の維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月まで算定していた医療機関が4月以降に新たに通所リハビリ事業所の指定を受け介護保険リハビリを提供する場合、「2019年9月30日までの間は、実際の提供時間が1時間以上2時間未満を満たさない場合でも、1時間以上2時間未満の単位数を算定することが可能です。

◎医療保険リハから介護保険リハへの円滑な移行を促進するための

サポート措置。

2019年3月中に医療保険の維持期・生活期リハビリテーション料を算定している「要介護・要支援者」が、別の介護保険事業所等で介護保険における訪問リハ若しくは通所リハ又は介護予防訪問リハ若しくは介護予防通所リハを同一月に併用する場合には、介護保険のリハビリ利用開始日を含む月の翌々月まで引き続き維持期・生活期リハビリテーション料を1月7単位まで算定する取り扱いとしています。

(※内容の詳細については厚労省のサイトをご確認ください。)

精神障害分野は以下の内容についてご確認ください。

◎平成30年度診療報酬改定等に係る質疑応答についてより

(平成30年4月16日 日本精神科病院協会)

【精神科作業療法等】

問) 精神科作業療法、精神科デイケア等の診療録記載について、従来は診療録への記載となっているが、医師の負担軽減や他の医師の指導の下に共同で実施しているリハビリテーションと同様に診療録「等」への記載でよいと変更されたのか。

答) 貴見のとおり